

# 介護福祉士養成施設への介護福祉士 国家試験義務付けに向けた課題

—— 介護福祉士養成施設の学生に対するアンケート調査から ——

## 二 渡 努

**要旨：**2007（平成19）年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により介護福祉士の資格取得方法の一元化が図られたが、介護福祉士養成施設への介護福祉士国家試験の義務付けは、累次の施行延期により未だ実現されていない。そこで、介護福祉士養成施設への介護福祉士国家試験の義務付けに向けた課題を探るべく、介護福祉士養成施設の学生に介護福祉士国家試験の義務付けに対する意識等に関するアンケート調査を実施し、分析を行った。

調査対象者の背景と介護福祉士国家試験の義務付けに対する意識について、 $\chi^2$ 乗検定とFisher 正確確率検定を用いて分析した結果、属性（日本人学生、留学生）と卒業後の進路に有意差があり、留学生の群は日本人学生の群と比較して介護福祉士国家試験を義務付けるべきと回答する割合が有意に高く、介護分野で就労予定の群は介護分野で就労予定以外の群と比較して介護福祉士国家試験を義務付けるべきと回答する割合が有意に高かった。

介護福祉士国家試験の義務付けに対する意識と国家試験義務付けによる影響について、Kruskal-Wallis test と Tukey test により分析した結果、国家試験の義務付けをするべき群は国家試験の義務付けをするべきではない群と比較して、地位の向上と学習意欲の向上について、大いに当てはまると回答する傾向があり、国家試験の義務付けをするべき群はどちらともいえない群と比較して、質の向上と学習意欲の向上について、大いに当てはまると回答する傾向があった。

介護福祉士養成施設への介護福祉士国家試験の完全実施に向けて、入学者の確保という経営的な側面のみを重視するのではなく、介護福祉士の質の向上の観点から、留学生も含めた介護福祉教育と介護福祉士国家試験の質の向上を図ることが重要であると考えられる。

キーワード：介護福祉士国家試験、留学生、介護福祉士取得方法の一元化、外国人介護人材

## はじめに

1987（昭和62）年の社会福祉士及び介護福祉士法成立後、介護福祉士は介護現場を支える中核的な存在として活動しており、その登録者は2021（令和3）年9月末日時点で180万人を超えている。

介護福祉士の資質の向上を目的に、介護福祉士創設後20年が経過した2007（平成19）年に社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士の資格取得方法の一元化が図られたが、介護福祉士養成施設への介護福祉士国家試験<sup>1)</sup>の義務付けは、累次の施行延期により、未だ実現

されていない。

## I. 介護福祉士取得方法の一元化が図られた経緯

介護福祉士を取得する主なルートは、養成施設ルート、福祉系高校ルート、実務経験ルートがある。2006（平成18）年に社会保障審議会福祉部会は「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」を提出し、介護福祉士の資質の確保及び向上を図るため、資格取得に当たり、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一すること、すべての者が一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法の一元化を図るべきとの方向性を示した。

具体的には、これまで養成施設ルートは、介護福祉士養成施設を卒業することで介護福祉士を取得することが可能であったが<sup>2)</sup>、福祉系高校ルート、実務経験ルートと同様に、国家試験を受験し、合格することで介護福祉士を取得できることとし、教育カリキュラムも拡充された。福祉系高校ルートは、養成施設ルートと比較して教育カリキュラムの時間数に格差が生じていたことから、教育カリキュラムを養成施設と同等とすることとされ、教育内容の充実が図られた。実務経験ルートの国家試験の受験要件は、介護に関する3年以上の実務経験のみであったが、体系的な教育の不足が指摘され、実務者研修が導入された。

## II. 介護福祉士養成施設への国家試験導入が延期された経緯

2007（平成19）年に社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が行われ、2012（平成24）年度より、資格取得方法の一元化が図られる予定であったが、2011（平成23）年、喀痰吸引等の新たな教育内容を踏まえ、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立により3年間延期され、2014（平成26）年、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ医療介護総合確保推進法の成立により、更に1年間延期された。二度の施行延期は介護福祉士養成施設への混乱をもたらした。社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会（2015）は「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」において、2016（平成28）年より、介護福祉士養成施設の卒業生に対して、国家試験義務付けを施行した場合、介護福祉士養成施設やその学生が円滑に対応するための準備期間が十分に確保できず、混乱が生じるおそれがある一方で、一定の時期まで施行を延期した場合、これまで施行間近に二度の施行延期の決定がなされてきた経緯から、再び施行が延期されるのではないかとの懸念を招き、制度や政策への不信を招き、制度や政策への不信を高める懸念があること、介護人材の資質と社会的評価の向上を図るためには、可能な限り速やかに、この国家試験義務付けを施行すべきとの考え方を踏まえる必要があることから、介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の受験義務付けについては、

2017（平成29）年度より、5年間をかけて漸進的に導入する経過措置を実施し、2022（令和4）年度より完全実施することが示され、それを受けた社会福祉法等の一部を改正する法律の成立により5年間の経過措置が実施された。経過措置の具体的内容は、2017（平成29）年度から養成施設卒業者に対し、国家試験の受験資格を付与し、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの養成施設卒業者については、卒業から5年間、暫定的に介護福祉士資格を付与し、その間に①卒業後5年以内に国家試験に合格すること、②原則卒業後5年間連続して実務に従事することのいずれかを満たせば、その後も引き続き介護福祉士資格を保持することができることとするものであった。2022（令和4）年度以降の介護福祉士養成施設卒業者については、国家試験に合格することを介護福祉士取得の要件とするものであり、完全実施に向けて大きく前進する内容であった。

しかし、2019（令和元）年12月の社会保障審議会（福祉部会）において、介護福祉士養成施設に対する国家試験の義務付けについての経過措置の延長が議論され、日本介護福祉士会、全国福祉高等学校長会は介護福祉士取得方法の一元化を予定通りに実施することを強く要望し、日本介護福祉士養成施設協会、全国老人福祉施設協議会は経過措置の延長を要望した。その結果、先の経過措置が更に5年延長される内容を盛り込んだ、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正を含む、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が2020（令和2）年6月に成立した。これにより、介護福祉士養成施設に対する国家試験の完全実施は見送られ、完全実施予定は2027（令和9）年度となった。

### III. 介護福祉士養成施設への国家試験の完全導入を阻む背景

#### (1) 介護福祉士養成施設の入学者の減少と留学生の増加

介護福祉士国家試験の導入にあたり、隘路となっている要因の一つは、介護福祉士養成施設への入学者の減少である。

表1をみると、介護福祉士養成施設は養成施設数（課程）、入学定員数ともに減少の一途を辿っていることがわかる。定員充足率は2016年度から2018年度まで低下しているが、2019年度から2021年度は増加している。その要因は、留学生が介護福祉士養成施設で介護福祉士を取得した場合、日本の介護分野での就労を可能とする在留資格「介護」が創設されたことによる留学生の増加である。留学生数は2016年度の257人に対して、2021年度は2,189人とおよそ9倍となっている。留学生を除いた定員充足率は、2016年度から2020年度は低下しており、2021年度は38.3%となっている。このことから、介護福祉士養成施設にとって留学生の獲得は、経営を安定させる側面から非常に重要な存在となっていることがわかる。

福祉医療機構（2020）のインタビューにおいて、日本介護福祉士会の会長である及川は、今回の経過措置延長は介護福祉士の資格の価値、介護という仕事の魅力を失わせるのではないかと、

表1 介護福祉士養成施設の養成施設数（課程）等の推移（2016年度から2021年度）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
養成施設数（課程）	401	396	386	375	347	327
入学定員数（人）	16,704	15,891	15,506	14,387	13,659	13,040
入学者数（人）	7,752	7,258	6,856	6,982	7,048	7,183
うち新卒者等（入学者数に占める新卒者等の割合）	6,060 (78.2)	5,360 (73.8)	4,847 (70.7)	4,180 (59.9)	3,941 (55.9)	4,288 (59.7)
うち離職者訓練受入数（入学者数に占める離職者訓練受入数の割合）	1,435 (18.5)	1,307 (18.0)	867 (12.6)	765 (11.0)	712 (10.1)	706 (9.8)
うち外国人留学生数（入学者数に占める外国人留学生数の割合）	257 (3.3)	591 (8.1)	1,142 (16.7)	2,037 (29.2)	2,395 (34.0)	2,189 (30.5)
定員充足率（%）[全体]	46.4	45.7	44.2	48.5	51.6	55.1
留学生を除いた定員充足率（%）	44.9	42.0	36.9	34.4	34.1	38.3

出典：日本介護福祉士養成施設協会調査

（注1）養成課程数は募集停止校を含む。

（注2）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

資格取得方法の一元化延期は遺憾である旨を表明している。同インタビューにおいて、全国老人福祉施設協議会副会長の鴻江は介護施設の人材不足が顕著な状況では経過措置の延長は必要な措置である旨を表明している。つまり、介護福祉士の質的向上を目指す日本介護福祉士の職能団体の立場は一元化の実施を強く望んでおり、介護人材の量的確保を重視する介護団体の立場からは経過措置の延長を望むという、介護福祉士の質の向上と量の確保が対立する構造が生じている。なお、2019（令和元）年12月の社会保障審議会（福祉部会）において、学識経験者である川井委員は「先ほど介護協からということで〔経過措置延長を要望する〕御発言がありました。私どもの大学は介護福祉養成施設校協会の会員でございます。しかし、私は延期に反対として意見を述べさせていただきます。つまり、必ずしも一本ではないということは御理解いただければと思います（〔 〕内筆者）」と発言しており、介護福祉士養成施設の経営に重きを置く日本介護福祉士養成施設協会と介護福祉士養成に重きを置く介護福祉士養成施設の教員の間においては、先の専門職能団体と介護団体のような異なる立場による対立構造ではなく、同じ介護福祉士養成施設でありながら、経営者と教育者による対立構造が生じている<sup>3)</sup>。

## （2）留学生の介護福祉士国家試験合格率

2019（令和元）年12月の第24回社会保障審議会（福祉部会）において、第30回・第31回の介護福祉士国家試験の養成施設卒業生の合格率が示された。第30回試験は全体の合格率70.1%に対して、介護福祉士養成施設の外国人（受験申込書に外国の国籍を記入した者）の卒業

見込者は41.4%、第31回試験は全体の合格率73.7%に対して27.4%であった。

留学生にとって、介護福祉士養成施設に入学する主な動機は介護福祉士の取得であることが推察されるが、留学生にとって介護福祉士国家試験に合格することのハードルは高い。2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までとされた経過措置は留学生にとって大きなメリットであることが推察され、経過措置が終了すると、介護福祉士養成施設の留学生の減少を招き、介護福祉士養成施設の経営が更に悪化することが懸念された。このことは、介護福祉士養成施設への国家試験義務付けが延長された大きな要因となっていると考えられる。

#### IV. 介護福祉士養成施設の学生の意識調査

この状況を踏まえ、本研究は介護福祉士養成施設への国家試験の完全実施に向けた課題を探るべく、介護福祉士養成施設の学生に対して介護福祉士国家試験の義務付けに対する意識等についてアンケート調査を実施した。対象は介護福祉士養成施設4校（大学2校、専門学校2校）であり、調査対象施設は縁故法により選定した。

アンケート調査は、アンケート用紙を用いた自記式の集合調査を実施した（回収率100%。有効回答数216）。アンケート調査票の作成に当たっては、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所(2019)を一部参考にした。

なお、アンケートの実施に当たっては、アンケートの協力は自由意志に基づくものであり、アンケートに協力しない場合であっても、学業評価に影響を及ぼすことはないことについて説明をした上で実施した。本調査の実施に当たっては、東北福祉大学の研究倫理委員会の承認を受けている（受付番号：RS200608）。

##### （1） 調査対象者の背景と国家試験義務付けに対する意識

###### ① 分析方法

国家試験義務付けに対する意識と関連する項目を明らかにするため、国家試験の義務付けに対する意識と、性別、年齢、養成施設の種別と学年、属性（日本人学生、留学生）、取得目標資格、卒業後の進路、介護福祉士就学資金の利用状況、介護福祉士国家試験受験予定について、クロス集計表を作成し検討した。分析には、IBM SPSS Statistics Ver. 27を用いて、 $\chi$ 二乗検定とFisher正確確率検定を適宜用いた。期待度数と有意に異なる数値があると示唆された場合は、さらなるクロス集計表の分析を行い、有意な変数（群）を明らかにした。

なお、本調査では職業訓練生が1名（0.5%）いたが全体に占める割合が少ないため、分析から除外した。

###### ② 分析結果

分析結果は表2のとおりである。国家試験義務付けに対する意識により有意差が見られたのは、

表2 調査対象者の背景と国家試験の義務付けに対する意識

	国家試験の義務付けに対する意識							
	全体 215 n	義務付け すべき n=75 Proportion		どちらとも いえない n=111 Proportion		義務付けす べきでない n=29 Proportion		p
		n	Proportion	n	Proportion	n	Proportion	
性別 †								0.080
男	107	34	31.8	53	49.5	20	18.7	
女	108	41	38.0	58	53.7	9	8.3	
年齢 ‡								0.996
10代	67	24	35.8	34	50.7	9	13.4	
20代	143	49	34.3	74	51.7	20	14.0	
30代	5	2	40.0	3	60.0	0	0.0	
養成施設の種別と学年 †								0.055
専門学校 1年生	18	4	22.2	13	72.2	1	5.6	
専門学校 2年生	34	20	58.8	11	32.4	3	8.8	
大学 1年生	28	8	28.6	15	53.6	5	17.9	
大学 2年生	62	23	37.1	33	53.2	6	9.7	
大学 3年生	38	9	23.7	23	60.5	6	15.8	
大学 4年生	35	11	31.4	16	45.7	8	22.9	
属性 ‡								0.016*
日本人学生	205	67	32.7	109	53.2	29	14.1	
外国人留学生	10	8	80	2	20.0	0	0.0	
取得目標資格 †								0.274
介護福祉士のみ	104	44	42.3	48	46.2	12	11.5	
介護福祉士と社会福祉士	94	27	28.7	53	56.4	14	14.9	
その他	17	4	23.5	10	58.8	3	17.6	
卒業後の進路 ‡								0.035*
介護分野の仕事に従事予定	121	50	41.3	62	51.2	9	7.4	
介護分野の仕事に従事予定以外 (①~④)	94	25	26.6	49	52.1	20	21.3	
①介護分野以外の福祉系の仕事に従事予定	24	9	37.5	10	41.7	5	20.8	
②介護、福祉系以外の仕事に従事予定	25	5	20.0	13	52.0	7	28.0	
③就労希望だが就労分野は未定	43	11	25.6	24	55.8	8	18.6	
④就労の予定なし	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	
介護福祉士就学資金 ‡ (n=214)								0.170
貸付を受けていない	129	38	29.5	69	53.5	22	17.1	
貸付を受けており、卒業後5年間介護(福祉)分野で就労予定	78	34	43.6	37	47.4	7	9.0	
貸付を受けており、卒業後介護(福祉)分野以外で就労予定	7	3	42.9	4	57.1	0	0.0	
介護福祉士国家試験受験予定 ‡ (n=213)								0.181
受験するつもりである	197	73	37.1	99	50.3	25	12.7	
受験するつもりはない	3	0	0.0	2	66.7	1	33.3	
わからない	13	2	15.4	8	61.5	3	23.1	

無回答は欠損値として扱い、除外した

† :  $\chi^2$  検定

‡ : Fisher の正確確率検定

\* :  $p < 0.05$

属性（日本人学生，留学生）（ $p=0.016$ ）と卒業後の進路（ $p=0.035$ ）であった。日本人学生の群と留学生の群について，義務付けすべきと，義務付けすべきでないどちらとも言えないを合計した2群に対して $\chi^2$ 乗検定を再度施行したところ，留学生の群（80%）は日本人学生の群（33%）と比較して有意に国家試験を義務付けるべきと回答している割合が高かった（ $p=0.004$ ）。卒業後の進路については，義務付けすべきと義務付けすべきでないの2群に対して $\chi^2$ 乗検定を再度施行したところ，介護分野に進む群（85%）は介護分野以外の群（56%）と比較して国家試験を義務付けるべきと回答する割合が有意に高かった（ $p=0.002$ ）。

## （2） 国家試験の義務付けによる影響と国家試験の義務付けに対する意識

### ① 分析方法

国家試験義務付けによる影響と国家試験義務付けに対する意識について明らかにするため，介護福祉士国家試験を義務付けることにより，介護福祉士の地位の向上につながる，介護福祉士の質の向上につながる，学習意欲が向上する，介護福祉士養成施設への日本人入学者が減少する，介護福祉士養成施設への留学生入学者が減少する，について，大いに当てはまる，当てはまる，どちらでもない，当てはまらない，全く当てはまらないの5件法で質問した（大いに当てはまるを5とし，全く当てはまらないを1とする順序尺度）。分析には，IBM SPSS Statistics Ver. 27を用いて，Kruskal-Wallis testを実施し，各群において中央値に有意差があるかを検討し，少なくとも1つの群で有意差があると判断された場合はTukey testを施行し，3群中どの群において有意差があるかを明らかにした。

### ② 分析結果

分析結果は図1のとおりであり，3つの群で少なくとも1つ以上の有意差が見られたのは地位の向上（Kruskal-Wallis test,  $p=0.012$ ），質の向上（ $p=0.023$ ），学習意欲の向上（ $p=0.001$ ）であり，日本人学生の減少（ $p=0.081$ ），留学生の減少（ $p=0.482$ ）について有意差は見られなかった。

Tukey 検定では 地位の向上は国家試験の義務付けをするべきではない群より，国家試験の義務付けをするべき群において，大いに当てはまる傾向があった（ $p<0.001$ ）。質の向上は，どちらともいえない群より，国家試験の義務付けをするべき群において，大いに当てはまる傾向があった（ $p=0.033$ ）。学習意欲の向上は国家試験の義務付けをするべき群において，どちらとも言えない群（ $p=0.022$ ），義務付けをするべきではない群（ $p=0.001$ ）の両群よりも大いに当てはまる傾向があった。

## （3） 国家試験の受験理由と国家試験の義務付けに対する意識

### ① 分析方法

国家試験の受験理由と国家試験の義務付けに対する意識について明らかにするため，元々受験するものと思っているから，就職に必要なだから，周囲の人が受験する予定だから，学校から勧め

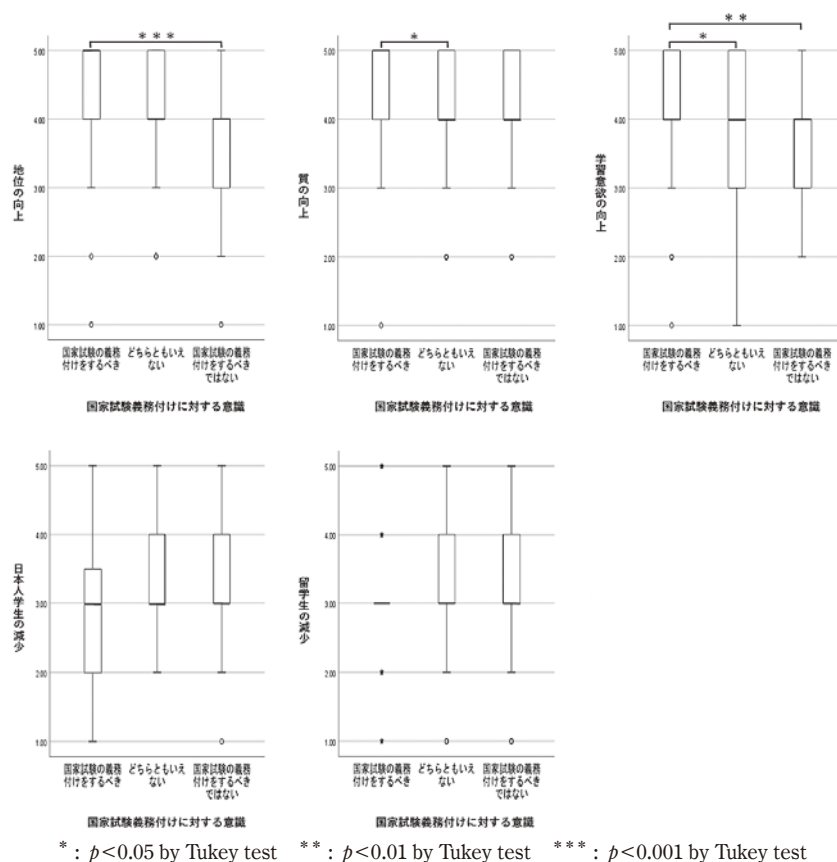


図1 国家試験の義務付けに対する意識ごとの国家試験義務付けによる影響のアンケート結果

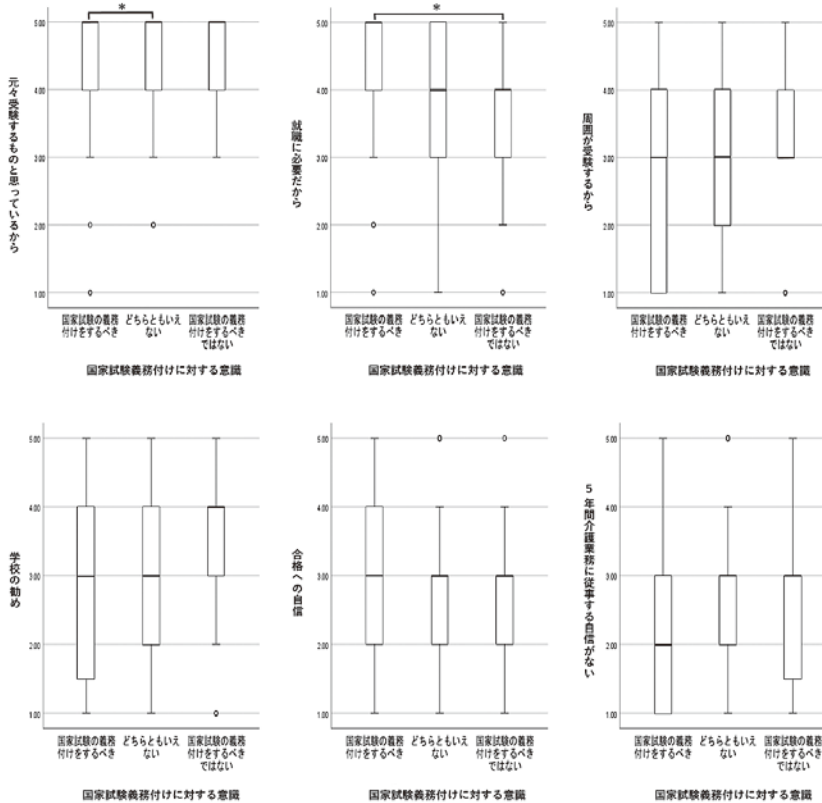
られたから、介護福祉士国家試験に合格する自信があるから、卒業後に5年間継続して介護業務に従事する自信がないから、について、大いに当てはまる、当てはまる、どちらでもない、当てはまらない、全く当てはまらないの5件法で質問した（大いに当てはまるを5とし、全く当てはまらないを1とする順序尺度）。分析には、IBM SPSS Statistics Ver. 27を用いてKruskal-Wallis testを実施して有意差があるかを検討し、少なくとも1つの群で有意差があると判断された場合はTukey testを施行し、3群中どの群において有意差があるかを明らかにした。

## ② 分析結果

分析結果は図2のとおりであり、3つの群で少なくとも1つ以上有意差が見られたのは、元々受験するものと思っている (Kruskal-Wallis test,  $p=0.020$ )、就職に必要なだから ( $p=0.016$ ) であり、周囲の人が受験する予定だから ( $p=0.060$ )、学校から勧められるから ( $p=0.087$ )、介護福祉士国家試験に合格する自信があるから ( $p=0.458$ )、卒業後に5年間継続して介護業務に従事する自信がないから ( $p=0.087$ ) について有意差は見られなかった。

Tukey 検定では、元々受験するものと思っている、について、国家試験の義務付けをするべき





\* :  $p < 0.05$  by Tukey test

図2 国家試験の義務付けに対する意識ごとの国家試験受験理由のアンケート結果

群より、どちらともいえない群において、大いに当てはまる傾向があった ( $p=0.016$ )。就職に必要なだから、では国家試験の義務付けをするべきではない群より、国家試験の義務付けをするべき群において、大いに当てはまる傾向があった ( $p=0.027$ )。

## V. 考 察

調査結果より、介護福祉士養成施設に対する介護福祉士国家試験の義務付けに有益な示唆をもたらすと考えられる下記の2点について考察する。

### (1) 介護福祉士養成施設の留学生の国家試験の受験に対する意識について

今般、介護福祉士養成施設への国家試験義務付けに関する経過措置が延長された大きな要因の一つとして、介護福祉士養成施設における留学生の入学者減少に対する危惧が挙げられていたが、今回のアンケート調査により、当事者である留学生は、日本人学生と比較して試験を義務付ける

べきと回答している割合が有意に高いことが明らかとなった。留学生の介護福祉士国家試験の合格率は、先に見たように全体の合格率と比較すると、低い値を示している。そのような状況において、留学生が国家試験を義務付けすべきと考えていることは、介護福祉士養成施設における国家試験の完全実施に向けて重要な示唆をもたらすものであると考えられる。

今回のアンケート調査は標本調査であるため、母集団を正確に反映していない可能性があるという限界を踏まえた上で、その要因について考察を行う。まず、1点目は留学生が専門職として、介護福祉士国家試験という一定のハードルを越える必要があると考えていることである。自身が介護福祉士として必要な知識、技術を備えているのか、介護福祉士国家試験への合格という手段を確認することを希望していると推察できる。

2点目は、介護福祉士国家試験の合格は我が国の介護分野において就労するための絶対条件ではないということである。仮に国家試験で不合格であった場合も、介護福祉士養成施設を卒業することで、経過措置期間であれば5年間介護現場で介護福祉士として就労することが可能であり、5年間継続して就労すれば介護福祉士を取得できる。なお、今後、介護福祉士養成施設に介護福祉士国家試験の義務付けが実施された後、留学生が介護福祉士国家試験に不合格となった場合であっても、我が国の介護分野での就労を希望する場合、技能実習や特定技能の枠組みにより就労することは可能である。このことから、留学生が介護福祉士国家試験の受験に対して肯定的な意見を有している要因として、仮に介護福祉士国家試験に不合格であったとしても我が国の介護分野において就労が可能であることがその背景に存在する要因の一つではないかと推測できる。

先の分析結果により、卒業後の進路について、介護分野で就労予定の群は介護分野で就労予定以外の群と比較して国家試験を義務付けるべきという割合が有意に高い傾向が見られたが、介護福祉士の取得が必ずしも介護分野での就労に結びつかない日本人に対して、介護福祉士養成施設に入学する留学生は、基本的には卒業後に我が国で介護分野での就労を希望すると推測される。なお、今回のアンケート調査対象者の留学生は、全員が介護分野の仕事に従事予定であると回答しており、介護分野に対する就労への意識も、介護福祉士国家試験の義務付けに対する意識に影響を及ぼしていると推察される。

## (2) 介護福祉士養成施設への国家試験の義務付けに関する意識と介護福祉士養成施設への国家試験の義務付けることによる影響との関連性について

介護福祉士養成施設への国家試験の義務付けに関する意識と有意な関連を認めた影響は、地位の向上、質の向上、学習意欲の向上であった。国家試験を義務付けるべきと考えている群は、国家試験の義務付けによって、地位の向上、質の向上、学習意欲の向上というプラスの影響をもたらすと捉えている傾向があり、これらの層は、介護福祉士国家試験の義務付けによる影響を肯定的に捉えている傾向が読み取れる。このことから、「国家試験を義務付けすべきでない」、「どちらともいえない」と考えている層に対して、国家試験の内容を、地位の向上、質の向上、学習意

欲の向上に資する内容に引き上げていく必要がある。介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会（2020）において、介護福祉士国家試験について、単に制度や知識を問うだけでなく、設問で与えられた情報の理解・解釈や、応用によって解答を求める出題の充実を図ることが指摘されている。介護福祉士養成施設の学生の国家試験に対する動機付けを高めるためにも、国家試験の質の向上が求められると考えられる。

## VI. 結びに（結語）

今般の経過措置の延長を定めた、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の附帯決議では、衆参両院において、経過措置の終了に向けて、留学生に対する教育の充実、養成施設ごとの国家試験の合格者を公表することが示された。これを受け、第33回介護福祉士国家試験より養成施設等別合格率が公表されており、留学生の合格者を養成施設ごとに確認すると、0%から100%までの幅があり、教育の格差がうかがえる。なお、第30回介護福祉士国家試験において、EPA（経済連携協定）の枠組みで受験したベトナムの合格率は、全体の合格率70.8%を上回る93.7%であった。この事実は外国人であっても適切な教育により、日本人以上の高い合格率を実現できる可能性を示唆している。荏原（2020）は、2019年12月に開催した「～介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付けの延長問題を受けて～」という討論会において、「介護人材確保」の問題と「介護の質の向上」は異なる次元のテーマであり、切り離して考えるべきであること、留学生に対しても質の高い教育を行うことに意味があり、留学生が学びやすく働きやすいような方策を検討することが重要であるという意見があったことを紹介している。日本介護福祉士養成施設協会（2021）は留学生に対する教育の質の向上に向けて、「介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についてのガイドライン」を公表しており、今後は留学生に対する教育の質の向上がより一層求められることが見込まれる。

専門職として一定の質を担保し、社会からの承認を得るためには、他資格と同様に国家試験というハードルを乗り越えることが必要である。介護福祉士養成施設は留学生をはじめとする入学者の確保という経営的な側面のみを意識して経過措置の延長を求めるのではなく、介護福祉士の質の向上の観点から、国家試験の完全実施を前提に、留学生も含めた介護福祉教育の質の向上を図ることが今後強く求められると考える。

なお、在留資格「介護」の創設時、その対象は養成施設ルートに限定されていたが、2020（令和2）年より全ての資格取得ルートにその対象が拡大された。これにより、介護福祉士養成施設の留学生のみならず、技能実習や特定技能のスキームで就労する外国人介護職員も介護福祉士の取得を条件に、我が国の介護分野での永続的な就労が可能となった。技能実習や特定技能で就労し、実務経験ルートから介護福祉士国家試験を受験する際は450時間の実務者研修を修了する必要があるが、介護福祉士養成施設で1,850時間の教育課程を修了した留学生と比較すると、介護

福祉士を取得するハードルは更に高いものとなることが予想される。今後、介護福祉士国家試験の合格を目指す者に対しては、それぞれの人材層に応じた教育支援システムの構築が求められると考えられる。

本研究は介護福祉士養成施設の学生に対して調査を実施することで一定の知見を得ることができたと考えられるが、介護福祉士養成施設に対する国家試験の完全実施に向けては、介護福祉士養成施設の教員や経営者に対する分析も必要であるため、今後も多角的に研究を進めていきたい。

本研究は、東北福祉大学の学内研究費補助を用いて実施した。本調査にご協力いただいた研究協力者の皆様に御礼申し上げます。

### 注

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第1項において、「介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。」と規定されており、法律上は「介護福祉士試験」の名称が用いられているが、本論文では一般的に用いられている「介護福祉士国家試験」の名称を用いる。
- 2) 日本介護福祉士養成施設協会は学生の質的向上を目的に1997（平成9）年度から卒業時共通試験を実施した。低得点者には補講、再試験等による対応を行うなど、卒業時共通試験の合格を卒業要件の一つとする介護福祉士養成施設もあった。なお、卒業時共通試験は、2017（平成29）年度より学力評価試験に変更されている。
- 3) 日本介護福祉士養成施設協会は、「介護福祉士養成教育に対する支援について（要望）」（介護協第118号平成31年3月29日付）において、介護福祉士養成施設に対する介護福祉士国家試験義務付けの経過措置の延長を求めたが、介護福祉士大学連絡協議会は、「国家試験「5年の経過措置」の延長」への反対意見表明と要望書の撤回について」を2018（平成31）年4月20日に提出し、要望書の撤回を求めた。

### 文 献

- 荏原順子（2020）「介護福祉士の専門性構築と国家試験一元化」『介護福祉学』27(1), 64-72.
- エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（2019）『介護福祉士の資格取得方法の見直しによる効果に関する調査研究事業 報告書』
- 福祉医療機構（2020）「特集 介護福祉士の養成施設ルートの経過措置延長の評価」『WAM』670, 2-7.
- 介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会「介護福祉士国家試験の今後の在り方について」2020年3月27日（<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000611321.pdf>）
- 日本介護福祉士養成施設協会（2021）『介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についてのガイドライン』令和3年3月 厚生労働省 老人保健健康推進等事業「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」
- 社会保障審議会福祉部会（2006）「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」2006年12月12日（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1212-4b.pdf>）
- 社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会（2015）平成27年2月25日「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」（[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoutokatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000075800\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000075800_1.pdf)）